

岡山県高等学校体育連盟規約

昭和57年4月21日作成
平成5年4月14日一部改正
平成6年4月14日一部改正
平成11年4月14日一部改正
平成12年4月12日一部改正
平成17年4月13日一部改正
平成22年4月7日一部改正
令和2年4月15日一部改正

第1章 名 称

第1条 本連盟を岡山県高等学校体育連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、高等学校における体育・スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育・スポーツに関する審議会の開催
- (2) 高等学校生徒の諸体育・スポーツ大会の開催
- (3) 高等学校体育・スポーツに関する調査研究
- (4) 体育諸団体との連絡
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組 織

第4条 本連盟は、県下高等学校をもって組織し、備前・備中・美作に支部を置く。支部の細則は別に定める。

第5条 本連盟に総務部、強化普及部、専門部、調査研究部、女子体育研究指導部及び定時制通信制部を置き、その細則は別に定める。

第5章 役 員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|--------------|
| (1) 会 長 | 1 | 名 |
| (2) 副 会 長 | 若 干 | 名 |
| (3) 理 事 長 | 1 | 名 |
| (4) 副 理 事 長 | 1 | 名 |
| (5) 理 事 | 若 干 | 名 (内常務理事若干名) |
| (6) 評 議 員 | 若 干 | 名 |
| (7) 監 事 | 6 | 名 |
| (8) 顧 問 | 若 干 | 名 |

第7条 会長及び副会長は、評議員会において選出する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第8条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選によって決定する。

3 理事は、理事会を組織し、会務の審議執行に当たる。

4 常務理事は、常務を処理する。

5 理事長は、会務処理の責に任ずるとともに、会長及び副会長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 評議員は、次の3種とする。

- (1) 各加盟校から1名あて選出した者。ただし、常務理事に選出された学校は、評議員会の承認を経て1名補充することができる。
- (2) 種目別専門部部長
- (3) 本県体育界の学識経験者中から評議員会が推挙した者。

2 評議員は、評議員会を組織し、重要事項を審議する。

第10条 監事は、評議員会において選出する。

2 監事は、会計を監査する。

第11条 顧問は、評議員会において推挙し、会長が委嘱する。

2 顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応ずる。

第12条 役員任期は2か年とし、重任を妨げない。

2 補欠選挙による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第13条 評議員会は、会長が招集する。

2 定例評議員会は、毎年4月に開いて予算・決算・事業その他重要事項を審議する。

3 会長は、必要に応じて随時評議員会を招集することができる。

第14条 理事会は、理事長が招集し、会務の審議執行に当たる。

第15条 会長は、緊急を要するとき理事会をもって評議員会に代えることができる。ただし、この場合は、次の評議員会に報告して承認を求めるものとする。

第16条 理事会及び評議員会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状は認める。

2 評議員会及び理事会の決議は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数であるときは、議長が決する。

第7章 会 計

第17条 本連盟の経費は、加盟学校の負担金及び補助金並びに一般寄付金をもって充てる。

第18条 前条の負担金額は、評議員会において定め、毎年5月末日までに納入するものとする。

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 本連盟の予算及び決算は、毎年評議員会の承認を得なければならない。

第8章 事 務 局

第21条 本連盟の事務局は、会長の指定する所に置く。

第22条 本連盟の会務を処理するために、事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、理事長の推薦により会長が任命する。

第9章 附 則

第23条 本連盟に加盟するには、文書をもって会長あてに申込みものとする。

第24条 本規約は、評議員会の決議によらなければ変更することができない。

第25条 表彰規程は、別に定める。

第26条 本規約は、昭和57年4月21日から実施する。

岡山県高等学校体育連盟総務部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟総務部と称する。

第2条 総務部は、岡山県高等学校体育連盟の総務的事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 重要施策の企画運営に関する事項
- (2) 予算案及び決算報告に関する事項
- (3) 予算執行に関する事項
- (4) 経理会計に関する事項
- (5) 庶務に関する事項
- (6) 規約の設定改廃に関する事項
- (7) 厚生に関する事項
- (8) 事務局の運営に関する事項
- (9) 渉外に関する事項
- (10) 表彰に関する事項
- (11) 報道発表に関する事項
- (12) 対外試合の審議に関する事項
- (13) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 総務部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第4条 総務部の役員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 総務部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 総務部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟強化普及部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟強化普及部と称する。

第2条 強化普及部は、岡山県高等学校体育連盟の強化普及に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 種目別専門部の強化普及に関する事項
- (2) 競技記録の収集保存に関する事項
- (3) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 強化普及部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第4条 強化普及部の役員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 強化普及部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 強化普及部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟専門部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟専門部と称する。

第2条 専門部は、岡山県高等学校体育連盟専門部の事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 種目別専門部の相互連絡調整に関する事項
- (2) 種目別専門部強化に関する事項
- (3) 関係競技団体及び諸機関との連絡調整に関する事項
- (4) 各種目別専門部機関に関する事項
- (5) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 専門部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1 名
- (2) 委員長 1 名
- (3) 委員 若干名

第4条 専門部の役員は、理事会で選出し会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 専門部役員会は、部長が招集し部の主要事項を審議する。

第6条 専門部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

[註] 現在設置されている種目別専門部は次の37部である。

1 陸上競技	2 体操	3 水泳	4 バスケットボール
5 バレーボール	6 卓球	7 ハンドボール	8 サッカー
9 ラグビー	10 バドミントン	11 ソフトボール	12 相撲
13 スキー	14 ボクシング	15 ソフトテニス	16 野球
17 ウエイトリフティング	18 登山	19 柔道	20 剣道
21 弓道	22 駅伝	23 テニス	24 レスリング
25 ボート	26 自転車競技	27 ヨット	28 フェンシング
29 空手道	30 なぎなた	31 少林寺拳法	32 ホッケー
33 アーチェリー	34 ボウリング	35 カヌー	36 ゴルフ
37 ライフル射撃			

(申し合わせ事項)

専門部として加盟する場合は、3校3チーム以上の活動実績を有していることとし、男女種別のある場合は、それぞれの条件を満たしていること。ただし、全国高校総合体育大会開催種目についてはこの限りとししない。

岡山県高等学校体育連盟調査研究部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟調査研究部と称する。

第2条 調査研究部は、岡山県高等学校体育連盟の調査研究に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育・スポーツに関する実態調査
- (2) 高等学校体育・スポーツに関する研究及び研究会の開催
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 調査研究部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1 名
- (2) 委員長 1 名
- (3) 委員 若干名

第4条 調査研究部の役員は、部会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 調査研究部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 調査研究部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟女子体育研究指導部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟女子体育研究指導部と称する。

第2条 女子体育研究指導部は、岡山県高等学校体育連盟の体育・スポーツ研究指導に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育・スポーツに必要な調査研究
- (2) 各種目競技会の運営に積極的に参加する
- (3) 研究会・競技会・講習会の開催
- (4) 関係機関団体との連絡調整
- (5) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 女子体育研究指導部に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| (1) | 部 | 長 | 1 | 名 | |
| (2) | 委 | 員 | 長 | 1 | 名 |
| (3) | 委 | 員 | 若 | 干 | 名 |

第4条 女子体育研究指導部の役員は、部会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 女子体育研究指導部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 女子体育研究指導部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟定時制通信制部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟定時制通信制部と称する。

第2条 定時制通信制部は、岡山県高等学校体育連盟の定時制通信制部に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 大会事業に関する事項
- (2) 種目別専門部強化に関する事項
- (3) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 定時制通信制部に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| (1) | 部 | 長 | 1 | 名 | |
| (2) | 委 | 員 | 長 | 1 | 名 |
| (3) | 委 | 員 | 若 | 干 | 名 |

第4条 定時制通信制部の役員は、部会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 定時制通信制部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 定時制通信制部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟支部細則

1 岡山県高等学校体育連盟備前支部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本支部は、岡山県高等学校体育連盟備前支部と称する。

第2条 本支部の事務局は、理事長の勤務校に置く。

第2章 目的

第3条 本支部は、高等学校における体育・スポーツの健全なる発展を図ることをもって目的とする。

第3章 事業

第4条 本支部は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の諸体育大会の開催
- (2) 高等学校体育・スポーツに関する諸活動
- (3) 体育諸団体との協力
- (4) その他本支部の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本支部は、岡山県高等学校体育連盟に属し、備前支部の高等学校で組織する。支部は、岡山・備南・旭東の3地区に分ける。

第6条 本支部に次の専門部を置く。

- | | | | |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 体操 | (3) 水泳 | (4) バスケットボール |
| (5) バレーボール | (6) 卓球 | (7) ハンドボール | (8) サッカー |
| (9) ラグビー | (10) バドミントン | (11) ソフトボール | (12) 相撲 |
| (13) スキー | (14) ボクシング | (15) ソフトテニス | (16) 野球 |
| (17) ウェイトリフティング | (18) 登山 | (19) 柔道 | (20) 剣道 |
| (21) 弓道 | (22) 駅伝 | (23) テニス | (24) レスリング |
| (25) ボート | (26) 自転車競技 | (27) ヨット | (28) フェンシング |
| (29) 空手道 | (30) なぎなた | (31) 少林寺拳法 | (32) ホッケー |
| (33) アーチェリー | (34) ボウリング | (35) カヌー | (36) ゴルフ |
| (37) ライフル射撃 | | | |

第5章 役員

第7条 本支部に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-------|---|
| (1) 支 部 長 | 1 | 名 |
| (2) 副 支 部 長 | 若 干 | 名 |
| (3) 顧 問 | 若 干 | 名 |
| (4) 理 事 長 | 1 | 名 |
| (5) 副 理 事 長 | 1 | 名 |
| (6) 理 事 | 若 干 | 名 |
| (7) 評 議 員 | 各校 1名 | (ただし、理事に選出された学校は、評議員会の承認を経て1名補充することができる。) |
| (8) 監 事 | 2 | 名 |

第8条 支部長及び副支部長は、評議員会において選出する。

2 支部長は、本支部を代表し、会務を統轄する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

第10条 監事は、評議員会において選出する。監事は、会計の監査を行う。

第11条 顧問は、評議員会において推挙し、支部長が委嘱する。

第12条 役員の任期は、2年とし重任を妨げない。補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第13条 評議員会は、評議員をもって組織する。

第14条 評議員会は、毎年2月に開き、予算、決算、事業、規約改正及びその他重要事項を審議する。

第15条 支部長は、必要に応じ評議員会及び理事会を招集することができる。

第16条 理事会は、理事をもって組織し、評議員会付帯事項及びその他必要事項を審議執行する。

第17条 支部長は、緊急を要するときは、理事会をもって評議員会に代えることができる。ただし、この場合は、次の評議員会に報告し、承認を求めることとする。

第18条 評議員会及び理事会は、全員の過半数をもって成立する。

第19条 評議員会及び理事会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第7章 会 計

第20条 本支部の経費は、県高体連の支部費及び補助金をもってこれに充てる。

第21条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31に終わる。

第22条 本支部の予算・決算は、理事会で審議し、評議員会の承認を得なければならない。

第8章 附 則

第23条 理事長及び副理事長は、岡山県高等学校体育連盟の常務理事となる。

第24条 本規約は、平成4年2月25日から施行する。

平成5年2月23日改正

平成6年2月23日改正

平成17年2月23日改正

2 岡山県高等学校体育連盟備中支部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本支部は、岡山県高等学校体育連盟備中支部と称する。

第2条 本支部の事務局は、理事長の勤務校に置く。

第2章 目 的

第3条 本支部は、高等学校における体育・スポーツの健全なる発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本支部は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の諸体育大会の開催
- (2) 高等学校体育・スポーツに関する諸活動
- (3) 体育諸団体との協力
- (4) その他本支部の目的達成に必要な事項

第4章 組 織

第5条 本支部は、岡山県高等学校体育連盟に属し、備中支部の高等学校で組織する。支部は、倉敷・備西・備北の3地区に分ける。

第6条 本支部に次の専門部を置く。

- | | | | |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 体操 | (3) 水泳 | (4) バスケットボール |
| (5) バレーボール | (6) 卓球 | (7) ハンドボール | (8) サッカー |
| (9) ラグビー | (10) バドミントン | (11) ソフトボール | (12) 相撲 |
| (13) スキー | (14) ボクシング | (15) ソフトテニス | (16) 野球 |
| (17) ウェイトリフティング | (18) 登山 | (19) 柔道 | (20) 剣道 |
| (21) 弓道 | (22) 駅伝 | (23) テニス | (24) レスリング |
| (25) 自転車 | (26) フェンシング | (27) 空手道 | (28) スケート |
| (29) なぎなた | (30) 少林寺拳法 | (31) アーチェリー | (32) ボウリング |
| (33) カヌー | (34) ゴルフ | (35) ライフル射撃 | |

第5章 役員

第7条 本支部に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|----|----|
| (1) 支部長 | 1 | 名 |
| (2) 副支部長 | 若 | 干名 |
| (3) 顧問 | 若 | 干名 |
| (4) 理事長 | 1 | 名 |
| (5) 副理事長 | 1 | 名 |
| (6) 理事 | 若 | 干名 |
| (7) 評議員 | 各校 | 1名 |
| (8) 会計理事 | 2 | 名 |
| (9) 監事 | 2 | 名 |

第8条 支部長及び副支部長は、評議員会において選出する。

2 支部長は、本支部を代表し、会務を統轄する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

第10条 監事は、評議員会において選出する。監事は会計の監査を行う。

第11条 顧問は、評議員会において推挙し、支部長が委嘱する。

第12条 役員任期は、2年とし重任を妨げない。補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第13条 評議員会は、理事及び評議員をもって組織する。

第14条 評議員会は、毎年2月に開き、予算、決算、事業、規約改正その他重要事項を審議する。

第15条 支部長は、必要に応じ評議員会及び理事会を招集することができる。

第16条 理事会は、理事をもって組織し、評議員会付帯事項及びその他必要事項を審議執行する。

第17条 支部長は、緊急を要するときは、理事会をもって評議員会に代えることができる。ただし、この場合は、次の評議員会に報告し、承認を求めるとする。

第18条 評議員会及び理事会は、全員の過半数をもって成立する。

第19条 評議員会及び理事会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第7章 会計

第20条 本支部の経費は、県高体連の支部費及び補助金をもってこれに充てる。

第21条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31に終わる。

第22条 本支部の予算・決算は、理事会で審議し、評議員会の承認を得なければならない。

第23条 副理事長は、会計理事を兼ねる。

第8章 附則

第24条 理事長及び副理事長（2名のうち1名）は、岡山県高等学校体育連盟の常務理事となる。

第25条 本規約は、昭和57年4月5日から施行する。
平成5年4月6日改正
平成6年2月23日改正
平成17年2月16日改正

3 岡山県高等学校体育連盟美作支部規約

第1章 名 称

第1条 本支部は、岡山県高等学校体育連盟美作支部と称する。
第2条 本支部の事務局は、理事長の勤務校に置く。

第2章 目 的

第3条 本支部は、高等学校における体育・スポーツの健全なる発展を図ることをもって目的とする。

第3章 事 業

第4条 本支部は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
(1) 高等学校生徒の諸体育大会の開催
(2) 高等学校体育・スポーツに関する調査研究
(3) 体育諸団体との協力
(4) その他本支部の目的達成に必要な事項

第4章 組 織

第5条 本連盟は、美作地区の高等学校をもって組織する。

第6条 本連盟に次の専門部を置く。

- | | | | |
|-------------|------------|------------|---------------|
| (1) 陸上競技 | (2) バレーボール | (3) ソフトボール | (4) バasketボール |
| (5) ソフトテニス | (6) ハンドボール | (7) 柔道 | (8) 剣道 |
| (9) 相撲 | (10) 体操競技 | (11) 水泳 | (12) 軟式野球 |
| (13) 硬式野球 | (14) サッカー | (15) レスリング | (16) 弓道 |
| (17) 卓球 | (18) 登山 | (19) ラグビー | (20) スキー |
| (21) バドミントン | (22) 空手道 | (23) 調査研究 | (24) 女子体育研究指導 |
| (25) なぎなた | (26) 新体操 | | |

第5章 役 員

第7条 本支部に次の役員を置く。

- | | | |
|------------------|-----|-----|
| (1) 支 部 長 | 1 | 名 |
| (2) 副 支 部 長 | 若 干 | 名 |
| (3) 教 頭 理 事 | 1 | 名 |
| (4) 顧 問 | 若 干 | 名 |
| (5) 理 事 長 | 1 | 名 |
| (6) 副 理 事 長 | 若 干 | 名 |
| (7) 理 事 | 若 干 | 名 |
| (8) 評 議 員 | 各 校 | 1 名 |
| (9) 監 事 | 2 | 名 |
| (10) 庶 務 | 4 | 名 |
| (11) 会 計 | 2 | 名 |
| (12) 各 専 門 委 員 長 | 1 | 名 |
| (13) 専 門 副 委 員 長 | 若 干 | 名 |

第8条 支部長、副支部長及び教頭理事は、評議員会において選出する。

2 支部長は、本支部を代表し会務を統轄する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

第10条 監事は、評議員会において選出する。監事は、会計の監査を行う。

第11条 庶務及び会計は、理事会において推挙する。

第12条 顧問は、評議員会において推挙し、支部長が委嘱する。

第13条 役員の任期は、2年とし重任を妨げない。補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第14条 評議員会は、各校1名の評議員をもって組織し、総会は、各校関係職員をもって組織する。ただし、理事長及び副理事長に推挙された学校は、評議員会の承認を経て1名補充することができる。

第15条 評議員会は、毎年4月に開き、予算、決算、事業、規約その他重要事項を審議する。

第16条 支部長は、必要に応じ総会、評議員会及び理事会を招集することができる。

第17条 理事会は、理事をもって組織し、評議員会付帯事項及びその他必要事項を審議執行する。

第18条 支部長は、緊急を要するときは、理事会をもって評議員会に代えることができる。ただし、この場合は、次の評議員会に報告し承認を求めることとする。

第19条 評議員会及び理事会は、全員の過半数をもって成立する。

第20条 評議員会及び理事会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第7章 会 計

第21条 本連盟の経費は、県高体連の支部費及び補助金をもってこれに充てる。

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、次の年の3月31に終わる。

第23条 本連盟の予算及び決算は、理事会で審議し評議員会の承認を得る。

第8章 附 則

第24条 本連盟から県理事8名を選出する。そのうち、理事長及び副理事長（2名のうち1名）は、岡山県高等学校体育連盟の常務理事となる。

第25条 本規約は、平成5年4月改正
平成17年4月改正

岡山県高等学校体育連盟表彰規程

第1条（設定の理由）

本規程は、岡山県高等学校の体育・スポーツの健全な発達を図るため設定する。

第2条（表彰の対象）

表彰を受ける者は、次の各項に該当する生徒及び教職員とする。

（1）生徒の部（全国優勝選手）

- ① 全国高等学校総合体育大会、国民体育大会及びその他の全国大会に優勝した個人及び団体。
- ② 全国優勝レベル以上の競技成績、記録をおさめた個人及び団体。

（2）生徒の部（専門部優秀選手）

加盟専門部において在学中、特に優秀な成績をおさめ、卒業に当たり当該部長から推薦された個人。（各専門部男女各1名）

（3）教職員の部（全国優勝指導者）

全国高等学校総合体育大会、国民体育大会及びその他の全国大会に優勝した個人及び団体の直接の指導者。

（4）教職員の部（特別功労者）

岡山県高等学校総合体育大会等連続10回、通算20回以上優勝を果たした指導者。

（5）教職員の部（功労者）

- ① 会長・副会長・理事が職を退いた場合、また他の役員で特に功績のあった者。
- ② 岡山県高等学校総合体育大会等連続5回、通算10回以上優勝を果たした指導者。
- ③ 本県高等学校の体育・スポーツの振興に特に功労のあった者。
- ④ 本連盟の発展に寄与した諸団体の関係者で特に功労のあった者。

第3条（表彰の手続き）

1 被表彰者の推薦については、推薦状に次の事項を記載し、その資料を本連盟会長へ提出する。

ア 種目

イ 学校名（又は所属チーム）

氏名（又はチーム名）

ウ 推薦の理由

エ その他特記事項

2 本連盟の会長は、毎年所定の期日までに表彰審議会を構成し、提出された資料に基づいてこれを審議し、被表彰者を決定する。

3 表彰の方法については、表彰審議会で決定し、表彰審議会は、常務理事会をもってこれに充てる。

第4条（表彰の内容）

被表彰者に対しては、その荣誉と功績をたたえ、賞状と記念品を贈る。

第5条（規程の改廃）

本規程の改廃は、評議員会で行う。

附 則 本規程は、昭和57年4月21日から実施する。

平成17年4月13日改正

平成22年4月 7日改正

岡山県高等学校体育連盟慶弔内規

岡山県高等学校体育連盟の加盟生徒及び役員の慶弔については、次の基準によるものとする。

第1条 死亡の場合は、次のとおりとする。

(1) 加盟校生徒

岡山県高等学校体育連盟主催の競技中における生徒の死亡の場合、弔慰金（香料10,000円）と花輪を贈る。

(2) 役員

役員の場合は、弔慰金（香料10,000円）と花輪を贈る。

(3) 上記以外特に必要とする場合は、会長の承認を得て弔意を表すものとする。

第2条 傷病の場合は、次のとおりとする。

(1) 加盟校生徒

岡山県高等学校体育連盟主催の競技中に負傷した者のうち、2か月以上の治療を必要とする者、又は1か月以上の入院を必要とする者には、見舞金（5,000円）を贈る。

(2) 役員

病欠1か月以上に及ぶ場合、又は公傷で3週間以上の入院治療を必要とする場合は、見舞金（5,000円）を贈る。

(3) 上記以外特に必要とする場合は、会長の承認を得て、特別に見舞金を贈ることができる。

第3条 国際大会等の激励金

加盟生徒並びに指導者及び役員が、日本代表選手又は監督等として参加する場合は、激励金（10,000円）を贈る。

第4条 前各条以外の事由が発生した場合は、常務理事会に諮り、会長が決定する。

附 則 この内規は、昭和57年4月21日から施行する。

[注] ここでいう役員とは、会長・副会長・理事・監事をいう。

[申し合わせ事項]

(1) 岡山県高等学校総合体育大会の期日設定について
6月の第1日曜日を含む、土・日を原則とする。

(2) 各地区高等学校総合大会の期日設定について
5月の第2日曜日を含む、土・日を原則とする。

児童・生徒の運動競技について

昭54.4.5 文体体 8 1

文部事務次官から各都道府県教育委員会、
各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、
各国公私立高等専門学校長あて通知

児童・生徒の運動競技については、「児童生徒の運動競技の基準」（昭和44年7月3日付け文部事務次官通達）によって実施されてきましたが、このたび文部省においては、児童・生徒の運動競技が一層活発かつ適正に行われることにより、心身共に健全な青少年の育成を図るという見地から、保健体育審議会の答申に基づき、その基準を別紙のとおり改正しました。

ついては、今後、児童・生徒の運動競技が別紙基準に従って円滑に実施されるよう積極的な御協力をお願いするとともに、このことについて、貴管下関係機関（学校）及び団体に対し周知徹底されるよう、よろしくお取り計らい願います。

（別紙）

児童・生徒の運動競技の基準

今日、青少年が、家庭・学校・地域における生活体験を通じて、心身ともに健全に育成されることが強く望まれている。

児童・生徒の参加する運動競技は、それが適正に行われる場合には、心身の発達を促すことはもとより、健康の増進と体力の向上を図り、公正にして健全な社会的態度を育成するなどをの教育的効果は極めて大きい。そこで児童・生徒の参加する運動競技については、その実施及び参加の適正を期するとともに、一層の振興を図るため左記の要領にすることとする。

記

1 学校教育活動としての対外運動競技について

- (1) 小学校、中学校又は高等学校の対外運動競技の開催に当たっては、次の事項に留意するものとする。また、学校が対外運動競技に参加するに当たっても、同様に、次の事項に留意するものとする。

ア 国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とすること。

イ 対外運動競技の規模、日程などが児童・生徒の心身の発達からみて無理がないこと。

ウ 対外運動競技に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにすること。

- (2) 前記（1）の趣旨を考慮し、学校教育活動としての対外運動競技の行われる地域の範囲及び参加回数等については、次の基準によるものとする。

ア 小学校においては、校内における運動競技を中心として行い、原則として対外運動競技は行わないものとする。

ただし、同一市（特別区を含み、指定都市にあつてはその中に設けられる区とする。以下に同じ。）町村又は隣接する市町村程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で実施して差し支えない。

イ 中学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、都道府県内を原則とする。

なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技について、それぞれ年1回とする。この場合において、中学校の全国大会は、陸上競技、水泳のように個人の成績で選抜できる種目等を除き、地方ブロック大会において選抜された者が参加して行ものとする。

ウ 高等学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、都道府県内を原則とする。

なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技について、それぞれ年2回とする。

- (3) 前記のほか、体力に優れ、競技水準の高い生徒については、国・地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行うものに学校教育活動の一環として参加させることができる。

2 学校教育活動以外の運動競技について

- (1) 児童・生徒の参加する学校教育活動以外の運動競技については、競技団体等の関係者は相互に密接な連絡をとり、次の事項に留意の上、その適正な実施が図られるよう努めるものとする。また、学校教育活動以外の運動競技会に児童・生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても次の事項に留意するよう保護者に対し適切な指導をすることとする。

ア 運動競技会の規模、日程などが児童・生徒の心身の発達からみて無理がなく、学業にも支障がないこと。

イ 主催者が、運動競技会へ参加する児童・生徒の保護について適切な配慮を行っていること。

ウ 運動競技会への参加に要する経費の負担が過重にならないこと。

エ 運動競技会が営利などの目的に利用されないこと。

オ 運動競技会における表彰は、児童・生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な商品を授与しないこと。

- (2) 前記のほか、学校は、生徒等が国外で行われる国際的競技会等に参加する状況を絶えず把握しておくものとする。

岡山県高等学校の対外試合の基準について

岡山県高等学校体育連盟は、本県高等学校体育界の実績に徴して高等学校の対外試合などに関する基準を下記の通り定め、この基準の諸事項を基本として高等学校対外競技の企画並びに運営について一層の適正化を図るとともに関係諸団体と密接なる連携を保ち、いよいよ健全なる体育の振興発展を期する。

記

1 主催団体並びに後援団体について

- (1) 高等学校生徒の参加する全ての競技会は、国民体育大会への参加をのぞき高等学校体育連盟（以下高体連と云う）が主催するか高体連が教育関係機関又は教育関係団体と共催するものに限る。但し、教育関係又は教育関係団体独自の主催する大会への参加については、高体連の認めたものに限る。

尚、高体連の審査を経て教育関係団体以外の団体を協力者として主催者に加えることも出来る。

教育関係機関とは・・・ ・・・文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会等。

教育関係団体とは・・・ ・・・日本体育協会並びにこれに加盟している各種目別競技団体、都道府県体育協会、日本学生野球協会の所属団体、岡山県体育協会に加盟している種目別競技団体、群市体育協会とする。ただしその下部組織であるクラブ学校等は含まない。

- (2) 主催団体は、その団体の地域外に参加者の範囲を拡大してはならない。学校スポーツ団体はその加盟校のみ対象とする。従って、上級学校及び学生競技団体は、下級学校の競技会を主催することが出来ない。

- (3) 後援団体を設ける場合は、その内容を十分検討して教育的立場からこれを決定する。

2 会場について

- (1) 大会会場については、地理的条件その他を十分に考慮して決定する。
- (2) 大会会場について公営施設を利用する場合は、当該所管者と使用料その他について一層の理解と協力を得ること。

3 開催について

- (1) 本県内における高体連主催の全県的大会は、年5回以内とする。
- (2) 各支部内における競技会の開催は、年2回以内とする。
- (3) 大会は、長期休業中又は学業の支障のないときに実施することを原則とする。

4 参加回数について

- (1) 全県的大会への参加回数は、同一種目につき個人、団体を問わず年5回以内とする。
- (2) 各支部内における競技会への参加回数は、個人、団体とを問わず年2回以内とする。

5 県外大会について

- (1) 全国、中国大会出場についての推薦母体は、高体連とする。
専門部部長は、予選会終了後必要書類をととのえて本連盟を通じてそれぞれ申込む（国民体育大会への参加は、別途とする。）
- (2) その他特別の個人又は団体の県外大会への参加については、その大会の趣旨、主催などをよく考慮して参加は、高体連で決定する。

6 選手資格について

- (1) 選手は、岡山県高等学校体育連盟に加盟している高等学校生徒であること。
- (2) 全ての選手は、当該校長が適当と認めたものであること。
- (3) 選手の資格については提訴された場合は、高体連で審議する。

7 選手の健康管理について

- (1) 参加選手は、事前に健康診断を受けること。
- (2) 選手は、平素より健康に留意し、体育スポーツにおいて健康を害することのないよう注意すること。
- (3) 大会運営に際しては、試合時間、体力、年齢、性別などについて健康管理上から十分考慮すること。

8 競技運営について

- (1) 各種競技会及び本連盟が主管することを原則とする。
- (2) 競技審判員並びに競技役員は、出来る限り学校教職員をもって編成し、必要に応じて各種関係競技団体の協力を得よう考慮する。
- (3) 競技日程、プログラムの編成にあたっては、参加校の地理的、時間的配慮を十分にする。
- (4) 各専門部は、大会終了5日以内に成績その他の報告書を調製して本部へ2部あて送付する。
- (5) 競技会開催に際しては、各専門部は、1週間前に本部へ連絡のこと。
- (6) 専門部は、関係競技団体と綿密なる連絡をとり新年度のスケジュールを3月10日までに本部へ報告のこと。もし変更ある場合は、本部へ理由を記してあらかじめ届出ること。
- (7) 年度内スケジュールは、本部でとりまとめ印刷して加盟校に連絡する。

9 登録について

各競技団体への登録料については、高体連専門部は、競技団体と協議の上、高体連理事会の承認を経て、決定する。

10 参加料について

本連盟主催並びに共催大会は、参加料を徴収してはならない。

11 引率責任者、監督、コーチについて

- (1) 県内の各種競技会に参加する場合は、引率責任者を付けること。引率責任者は団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。

- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- (3) 県外大会については、団体競技の場合は、前項に準ずる、ただし個人で競技会に参加する場合には、別に本県代表監督を専門部において決定し本県代表選手の指導監督に当る。

12 応援について

応援は、競技会と表裏一体のものであり競技会の成果を挙げるためには、生徒としてふさわしくない応援の心得や態度を指導する必要がある。